第二百五十八条第一項第一号中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項第五号中「配当控除」の下に「、分配時調整外国税相当額控除」を加え、同条第三項第一号中「第二百九十二条第一項第十四号」を「第二百九十二条第一項第十三号」に改め、同条第四項中「法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得（以下この項において「」を削り、「」という。）がある」を「がある」に改め、同項第一号中「第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「第九十三条まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第五号の規定により分配時調整外国税相当額控除を行う場合において、その者が非居住者期間内に支払を受けた法第百六十五条の五の三第一項（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額があるときは、その者の居住者期間内に生じた法第七条第一項第一号に掲げる所得の金額及び非居住者期間内に生じた法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額について法第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額に相当する金額を限度として、その者の各年に係る分配時調整外国税相当額（法第九十三条第一項（分配時調整外国税相当額控除）に規定する分配時調整外国税相当額で居住者期間に係るもの及び法第百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額で非居住者期間に係るものの合計額をいう。）を第一項第四号の所得税の額から控除する。

第二百七十九条第二号中「建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）」を「建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所」に改める。

第二百八十一条第一項第五号中「不動産関連法人」を「法人（不動産関連法人に限る。）」に改め、同条第八項中「とは」の下に「、その株式の譲渡の日から起算して三百六十五日前の日から当該譲渡の直前の時までの間のいずれかの時において」を加え、同条第九項各号並びに第十項第一号及び第三号中「不動産関連法人」を「法人」に改める。

第二百八十二条第三号中「、据付け、組立てその他の作業」を「又は据付けの工事」に改める。

第二百九十二条第一項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「第六十五条」の下に「（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）」を加え、「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同条第二項の表第百九十九条第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）及び第百九十一条第七項（事業の廃止、死亡等の場合の延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）の項中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改める。

第二百九十二条の六の次に次の一条を加える。

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額）

第二百九十二条の六の二　法第百六十五条の五の三第一項（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該非居住者が支払を受ける法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託の収益の分配（法第百六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）に係る次に掲げる金額の合計額とする。

一　法第百七十六条第三項の規定により当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税（第三百条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国所得税をいう。次号において同じ。）の額に、当該収益の分配（法第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該非居住者が支払を受ける収益の分配につき法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

二　法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、当該収益の分配（法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該非居住者が支払を受ける収益の分配につき法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

2　法第百六十五条の五の三第一項に規定する所得税の額に相当する金額として政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき法第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により法第二編第一章から第四章まで（居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定に準じて計算した所得税の額（法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）とする。

第二百九十二条の九第二項第一号中「第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）を「第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に、「租税条約（」を「条約（」に改める。

第三百条の見出しを「（信託財産に係る利子等の課税の特例）」に改め、同条第一項中「非居住者又は法人の所得に係る」を削り、「この項」の下に「、第三項及び第九項」を加え、「利子所得及び配当所得に係る」を削り、同条第二項中「定めるもの」の下に「（以下この項及び次項において「受託者取得目的証券投資信託」という。）」を加え、「当該証券投資信託」を「当該受託者取得目的証券投資信託」に、「でその設定に係る受益権の募集が法第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募により行われたもの」を「（次項において「受益権投資目的証券投資信託」という。）」に改め、同条に次の十二項を加える。

3　前項の場合において、法第百七十六条第三項の規定により控除する所得税の額のうちに同項の規定により控除する外国所得税の額があるときは、まず当該外国所得税以外の当該所得税の額を集団投資信託（同項に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）の前項に規定する収益の分配に係る所得税の額から控除し、次に当該外国所得税の額を、当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の外貨建資産割合（集団投資信託の信託財産（当該集団投資信託が受益権投資目的証券投資信託である場合には、当該受益権投資目的証券投資信託に係る受託者取得目的証券投資信託の信託財産。以下この項において同じ。）において運用する外貨建資産（外国通貨で表示される株式、債券、その他の資産をいう。）の額が当該信託財産の総額のうちに占める割合をいう。）を乗じて計算した金額を限度として、当該集団投資信託の当該収益の分配に係る所得税の額から控除するものとする。

4　法第百七十六条第三項の規定の適用がある場合における第二百六十四条（各種所得につき源泉徴収をされた所得税等の額から控除する所得税の額）第二百九十三条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二百六十四条中「の金額」とあるのは、「の金額及び法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託の第三百条第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する収益の分配（法第百七十条（分離課税に係る所得税の税率）の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの、租税特別措置法第三条第一項（利子所得の分離課税等）の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等並びに同法第八条の五第一項（確定申告を要しない配当所得等）の規定の適用を受けた同項に規定する利子等及び配当等を除く。以下この条において同じ。）に係る控除外国所得税の額（法第百七十六条第三項の規定により当該集団投資信託の第三百条第二項に規定する収益の分配に係る所得税の額から控除された同条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の同条第二項に規定する収益の分配（法第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百十二条の規定